

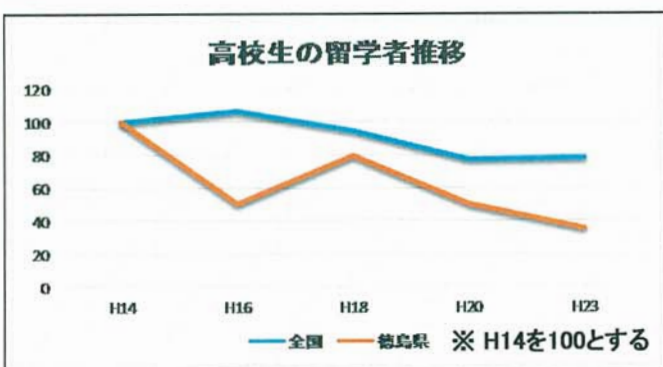
69 グローバル人材の育成について

主管省庁（文部科学省初等中等教育局）

【現状と課題】

直面する課題

- 国際共通語である英語のコミュニケーション力及びグローバルマインドを身に付けた人材育成の必要性が高まる中、**中高生が学校外の身近な場面で、外国人との交流をとおして生きた英語に触れる機会の創出が不足している。**
- 海外短期研修や留学など**海外で体験的に学ぼうとする中高生数が伸び悩んでいる。**



全国では、海外に留学する高校生が約10年間で20%以上の減少！

地方ではより深刻
約10年間で半数以下に減少！



保護者の約7割が
実践的な英語力育成を期待！

学校教育に対する保護者の意識調査結果(Benesse 教育研究開発センター)

【政権与党の政策方針】

《平成26年度国予算の内容》

- ◇ 学力と人間力を備えた人材を育成するための教育再生の実現
 - 2 未来への飛躍を実現する人材の養成
 - (2) 初等中等教育段階におけるグローバル人材の育成
 - ・ 小中高を通じた英語教育強化事業 (573百万円) 【新規】
 - ・ スーパーグローバルハイスクール (807百万円) 【新規】
 - ・ 社会総がかりで行う高校生留学促進事業 (291百万円)

《日本再興計画》(P37)

【短期留学経費支援は新規】

- ◇ グローバル化等に対応する人材力の強化
日本人留学生を6万人(2012年)から12万人(2020年)へ倍増

《自由民主党 J-ファイル2013》(P64, No.293) (P71, No.319)

- ◇ 成長戦略に資するグローバル人材の育成
 - ・ イングリッシュキャンプ等を通じた実践的な英語教育の導入
- ◇ 「留学生30万人計画」と学生・研究者の国際交流の積極的推進
 - ・ 意欲と能力に富むすべての学生に留学の機会を与える環境整備

県担当課名 学校政策課
関係法令等 学校教育法, 学習指導要領

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 多くの生徒が**留学と同様の体験を得ることができるよう**、「**内なる国際化**」を促進する必要がある。
- 各都道府県が地域の特色を活かした**留学機運醸成の取組みを加速させる**必要がある。

徳島県の先進事例

『トビタテ！留学JAPAN』本県知事も賛同人！

中高生・保護者への意識調査

- 中高生段階での海外研修参加希望
 <生徒> → 89% <保護者> → 87%
- 高校生段階での留学希望
 <生徒> → 75% <保護者> → 79%
- 留学への不安要素
 <生徒> ①語学力(24%)
 ②授業の遅れ(23%)
 ③費用(20%)
 <保護者> ①安全面(26%)
 ②授業の遅れ(22%)
 ③費用(22%)

小学生 ALTとのデイキャンプ



ネイティブスピーカーと徳島の歴史・文化を学ぶ

中学生 海外語学研修支援



1人10万円の経費支援

高校生

「Tokushima英語村」プロジェクト ～目指せ！「地球人」～



既存施設を有効活用した擬似留学体験プログラム

負担感なく、生きた英語に触れる機会を！

挑戦する人・心を開く人・コミュニケーションできる人・探究する人

グローバル人材として育成したい人物像

既存ストックを有効活用した「英語村」の開設



平成27年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言 先進的な取組みを行う擬似留学体験事業への支援制度の創設

- ・ 世界を意識した自己探究の機会を醸成するため、地域の特色を活かして、同世代・多国籍の海外の学生との交流を基盤にした留学体験事業を実施するための経費支援制度を創設すること。

将来像

グローバル・リーダーとしての素養を身に付け
「世界」標準で活躍する日本人の育成！

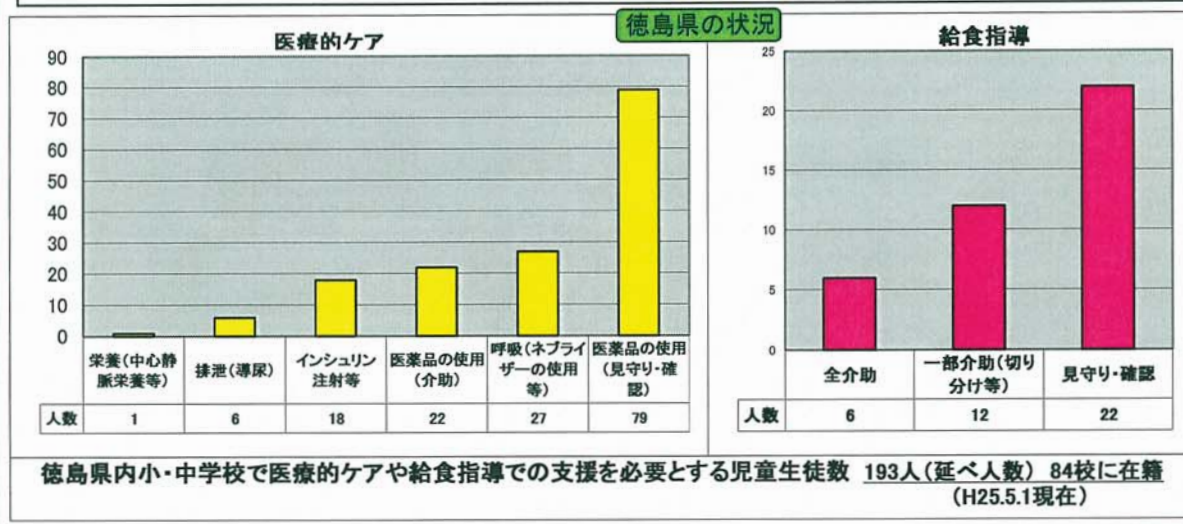
70 特別支援教育にかかる合理的配慮の充実について

主管省庁（文部科学省初等中等教育局）

【現状と課題】

直面する課題

- 我が国が平成26年1月20日に批准した「障害者の権利に関する条約」においては、教育についての障がい者の権利の実現に当たり、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」を確保すると示されている。
- 平成24年7月23日に中央教育審議会から報告された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」では、「合理的配慮」は、障がいのある子供が十分に教育を受けられるために提供すると示されている。
- 平成28年4月1日に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、「合理的配慮」を提供することが、国や地方公共団体等にとって義務となる。
- 地域の学校においては、教員や特別支援教育支援員が「導尿の支援」や「給食時の介助」を不安を感じながら行っており、また保護者が就労をあきらめて対応するなど、障がいのある子供が、安心・安全に学校生活を送るために必要な合理的配慮である「医療的ケア」や「給食指導」の体制が整っていない。



【政権与党の政策方針】

《平成26年度国予算の内容》

- ◇ インクルーシブ教育システム構築事業 1,324百万円
(改正障害者基本法の趣旨等を踏まえ、特別支援教育の専門支援人材を配置・活用しつつ合理的配慮の充実を行う。)
- ・ 医療的ケアのための看護師配置 235百万円
(特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする子供に対応するため看護師を配置する。)

《自由民主党 J-ファイル2013》(P69, No.312)

- ◇ 一人ひとりを大切し、充分に力を伸ばす特別支援教育

《公明党 マニフェスト2013》(P23, 5-④)

- ◇ 障がいのある子どもの特別支援教育

県担当課名 特別支援教育課
 関係法令等 学校教育法, 学校教育法施行令
 障害者基本法, 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 障がいのある子供が、安心・安全に学校生活を送るための「医療的ケア」や「給食指導」を行うには、看護師の指導が必要である。
- 本県においては、県立特別支援学校全校に看護師を配置し、主治医や教員と連携しながら障がいのある子供の安心・安全を確保できる体制を整えている。今後は更に、「医療的ケア」や「給食指導」についてもワーキンググループを立ち上げ、より安全性を確保するためのガイドラインを策定することとしている。
- インクルーシブ教育システム構築のための、最も重要な課題である合理的配慮の充実には、「医療的ケア」と「給食指導」をどの地域においても格差なく実施できるようにすべきである。

命にかかわる特別な支援が必要



地域の小・中学校

看護師による「医療的ケア」の実施



看護師による「給食指導」の実施

特別支援教育の推進



合理的配慮の充実

インクルーシブ教育システムの構築

平成27年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言 小・中学校における特別支援教育専門家（看護師等）配置モデル事業の創設

- ・ インクルーシブ教育システム構築に向けた合理的配慮の充実に係る実践事例の蓄積を図るため、「特別支援学校」への看護師配置の助成（1/3補助）を行う特別支援教育専門家配置事業において、市町村の小・中学校へ看護師を配置するモデル事業（委託10/10）を創設すること。

将来像

「多様で安全な学びの場」を活かす教育環境システムを創設

すべての人が輝く共生社会の実現

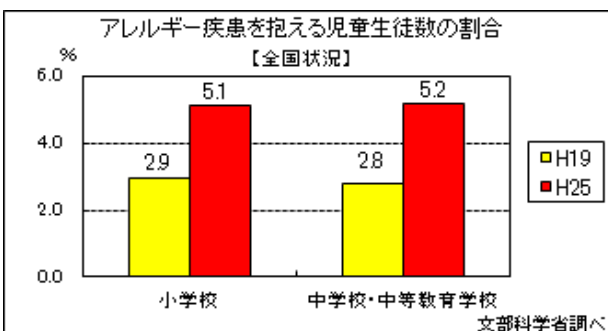
71 養護教諭の配置の充実について

主管省庁（文部科学省初等中等教育局・スポーツ・青少年局，総務省自治財政局）

【現状と課題】

直面する課題

- 教育活動の基盤となる学校安全の確保において、特に近年、様々なアレルギー疾患を持つ児童生徒の増加や、インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症の流行への対応等が喫緊の課題となっており、養護教諭はその中心となる重要な役割を担っている。
- また、学校現場では、「不登校」や不登校予備軍とされる「保健室登校」の増加、いじめをはじめとする心の健康問題等、一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応が求められている。さらに、発達障害の可能性のある児童生徒の多くは通常学級に在籍していると考えられ、その対応に養護教諭が関わるケースも増えている。
- しかしながら、現行の小中学校の養護教諭の配置基準は、平成13年度に定められたもので、養護教諭一人あたりの児童生徒数が多く、発達障害等特別な支援を必要とする児童生徒への支援や、不登校やいじめ問題等、多様な教育課題に対応するには不十分である。



「保健室登校」をしている児童生徒がいた学校の割合【全国状況】

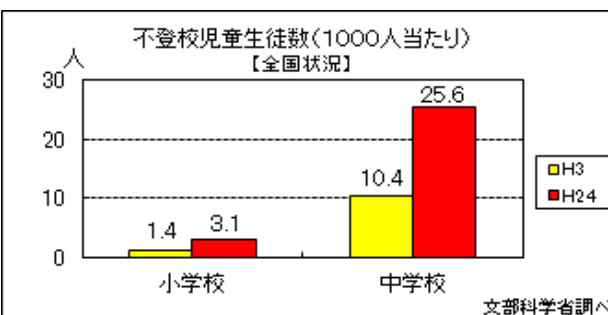
小学校 28.5%
中学校 41.6%

平成23年度（公財）日本学校保健会調べ

1校当たりの1日平均保健室利用者数【全国状況】

小学校 25.8人
中学校 24.7人

平成23年度（公財）日本学校保健会調べ



通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の割合【全国状況】

小学校 7.7%
中学校 4.0%

平成23年度 文部科学省調べ

特別な支援を必要とした児童生徒に関わった養護教諭の割合【全国状況】

小学校 80.9%
中学校 79.8%

平成24年度 全国養護教諭連絡協議会調べ

【政権与党の政策方針】

《平成26年度国予算の内容》

- ◇ 義務教育費国庫負担金（1兆5,321億円）

《自由民主党 J-ファイル2013》（P65, No.294）（P67, No.302）

- ◇ 公教育における国の責任体制の確立
 - ・ 義務教育費国庫負担金は、国が全額負担
- ◇ 安心して夢の持てる教育を受けられる社会の実現
 - ・ 教職員定数のあり方全般について検討

《公明党 マニフェスト2013》（P22, No.5-①）

- ◇ いじめのない学校へ、体験教育の充実など
 - ・ 養護教諭の大幅な増加を図り、いじめ等で悩む子どもたちが相談しやすい環境を整える。

県担当課名 教職員課
関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 児童生徒にとって安全で安心な学校とするために、養護教諭が常に保健室を空けることなく、学校保健活動を実施するとともに、**救急措置等の危機管理にも対応できる体制とすべき**である。
- 養護教諭が児童生徒一人一人に対しゆとりを持って健康相談等を実施できるようにするとともに、**発達障害の可能性のある児童生徒への「合理的配慮」**についても、**養護教諭の専門性を活かし充実すべき**である。
- このため、小中学校の養護教諭の配置基準について、特別支援学校における配置基準も踏まえて見直し、**養護教諭の配置を拡充すべき**である。

養護教諭の複数配置基準

現状の複数配置(2名)基準

小学校: 851人以上
中学校: 801人以上
特別支援学校61人以上

- ◆ 小学校~850人
中学校~800人
特別支援学校~60人
は1名配置



中学校における発達障害の可能性のある生徒を考慮すると

発達障害生徒
(在籍率4.0%)

生徒数800名の中学校の場合(基準では1名)

32人

768人

特別支援学校での
0.5名程度の業務
(32人÷60人=53.3%)

ほぼ1名分の業務
(768人÷800人=96%)

1.5名分の
業務に相当
(149%)

養護教諭の複数配置が不可欠

現状の複数配置基準では、本県の中学校で基準を満たすのはわずか1校

▶ 本県は、独自の判断で601人以上の中学校6校に、養護教諭の複数配置を実施

【効果】緊急時の的確な対応、個別対応・指導の充実

平成27年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言 養護教諭の複数配置基準の緩和

- ・ 養護教諭の複数配置（2名）基準を改正し、現行の基準「小学校851人以上、中学校801人以上」を引き下げ、複数配置を拡充すること。

将来像

養護教諭による学校現場での児童生徒の健康、安全・安心の確立

72 真の分権型社会の実現に向けて

主管省庁（内閣府地方分権改革推進室）

【現状と課題】

直面する課題

- 社会における少子高齢化，人口減少が本格化し，国民が，真の「豊かさ」と「多様性」を求める今，地域における課題を解決し，魅力ある社会を構築するため，地方自治体の果たすべき役割には，いっそう強い期待が寄せられている。
- 一方，現状の「地方分権改革」については，機関委任事務の廃止や必置規制の廃止など，一定の成果を得たところだが，例えば，地方への「義務付け・枠付け」の見直しにおいて「従うべき基準」が多用されるなど，その歩みは「道半ば」なものとなっている。

地方が直面する課題

今後，地方を巡る環境は益々厳しくなる

過疎化・少子高齢化による
人口減少への対応

産業空洞化による雇用状況の
悪化への対応

南海トラフなど大規模災害対策

「TPP」時代における国際競争への
対応

地域の課題に対して，地域の自主性・多様性が求められる

地方分権改革の現状と課題

国と地方の関係について

義務付け・枠付け
規制改革・権限移譲

実質的に地方を縛る「従うべき基準」の多用
農地法など，国に強い権限が残る「岩盤規制」が存在

「国と地方の協議の場」について

開催回数が年々減るなど，国と地方が政策推進を図る上で，「協議の場」の活用が図れていない。

三位一体改革時 計14回
※H17.11～安倍官房長官が国側トップ

「国と地方の協議の場」開催回数

■本体会議 ■分科会



平成25年度
開催実績
3回

地方分権改革の歩みは，未だ「道半ば」な状態

平成23年5月法制化

【政権与党の政策方針】

《経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針2013）》（P23）

（2）地方分権改革の推進等

- ・ 個性を活かし自立した地方をつくるため，地方分権改革推進委員会の勧告を基礎に，義務付け・枠付けの見直し，都道府県から基礎自治体への権限移譲，国から地方への事務・権限の移譲等を，これまでの経緯や地方の声を踏まえつつ，引き続き着実に進める。道州制について，道州制に関する基本法案の動向を踏まえ，必要な検討を進める。

県担当課名 広域行政課
関係法令等 地方自治法，国と地方の協議の場に関する法律

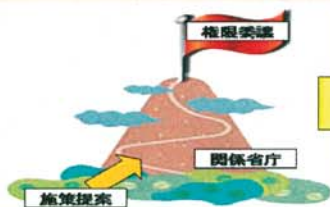
【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 従来の国主導の「地方分権」では、国全体のバランスを考慮するあまり、地方の実情を踏まえた改革としては不十分であり、**地方の創意工夫を活かした地方分権改革へスタイルを転換すべき**である。

国の動き

H25. 12. 20閣議決定 **地方分権改革の総括と展望（中間取りまとめ）**
国が主導する改革スタイル→「地方の発意」に根ざした改革スタイルへ



◎「提案募集方式」地方自治体から募集(H26. 5月～6月)
※提案主体は、都道府県や市町村に限らず「広域連合」も対象

地域の実情に応じた権限委譲

▶ 実効性の高い「提案募集方式」運用の必要性

- 「国と地方の協議の場」を積極的に活用し、「地方財政対策」や「地方分権」にテーマを絞らず、地方全体が活力を取り戻すことで、国全体の活性化へつなげ、力強い日本を創り出す「日本再興」に結びつけるため、国と地方が、具体的な「地域活性化策」を議論すべきである。

東京五輪対応

エネルギー対策

人口減少問題

etc

国と地方の協議の場に関する法律

第1条 国と地方の協議の場は、地方自治に影響を及ぼす国の政策について、協議を行い、国および地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

日本の再興に向けて



地方分権改革有識者会議

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 地方の目線に立った「提案募集」制度の運用に向けた体制整備と「地域実証」制度の構築

- ・ 「提案募集」方式の実効性を確保するため、地方からの提案については、提案自治体の意見を聴取しつつ「地方分権改革有識者会議」が主体となって検討し、各省庁に対して地方目線に立った「提言」を行うこと。
- ・ 提案内容の全国展開を検討するうえで、「先行地域における実証」制度を創設すること。
- ・ 「地域実証」を実施する場合は、日本で唯一の府県を越える意思決定機関「関西広域連合」を実証フィールドとして活用すること。

提言② 日本再興に向けた「国と地方の協議の場」の積極的な開催

- ・ 「国と地方の協議の場」に「『日本再興戦略』検討部会（仮称）」を設置し、「新時代におけるエネルギー政策」や「東京五輪による日本全体の活性化」など、2020年代を見据えた「地域活性化政策」について、中長期的視点に立った継続的な検討を実施すること。

将来像

地域が「個性」と「多様性」を活かした自立的発展を遂げる
「真の分権型社会」の実現

73 「ふるさと納税制度」の充実による地域の活性化について

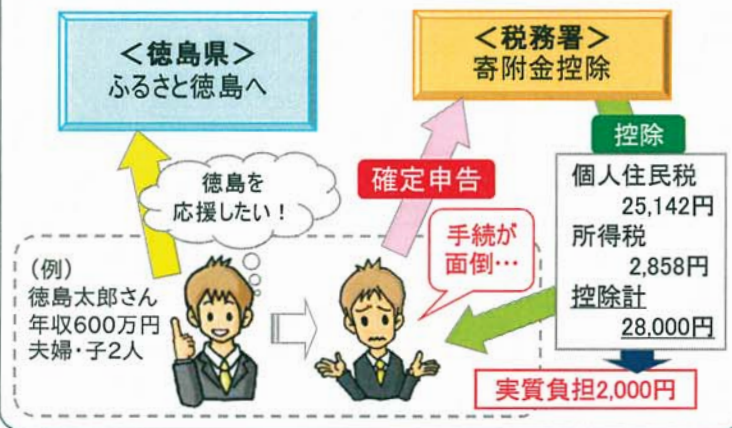
主管省庁（財務省主税局，総務省自治税務局）

【現状と課題】

直面する課題

- 「ふるさと納税制度」は、納税者が税の使い途を自ら選択でき、ふるさとを思う気持ちを形にできる、さらには、都市と地方の税収格差の是正に資するといった点で画期的な制度であるが、国民にまだ十分に普及・浸透していない。
- 寄附金控除を受ける場合に、「確定申告」の手続が必要であること、自己負担が発生することが、利用拡大を妨げる一因となっている。
- 退職所得に係る個人住民税は、他の所得と分離して課税され、支払者が源泉徴収する仕組みであるが、寄附金控除の適用がなく、還付されないため、退職を機に「ふるさとを応援したい」と思う方を誘引する制度となっていない。
- 大規模災害発生時には、被災自治体に多額の義援金が寄せられているが、南海トラフ巨大地震はじめ大規模地震の発生が懸念される中、寄附者の善意を税制面で支援する仕組みのさらなる充実が求められる。

I 寄附金控除の手続



II 退職所得に係る控除



III 大規模災害発生時における被災自治体への寄附（参考◆過去の事例）

*大規模被害が発生した自治体への支援として、「ふるさと納税制度」が活用されている。

口蹄疫被害 <宮崎県> 平成21年度 約 400万円 (15件)
→ 平成22年度 約1億5,300万円 (4,579件)

東日本大震災 <岩手県> 平成22年度 約1,400万円 (173件)
→ 平成23年度 約4億7,600万円 (6,144件)

*宮城県は
データ非公表

<福島県> 平成22年度 約1,100万円 (203件)
→ 平成23年度 約2億7,400万円 (4,280件)

【政権与党の政策方針】

《経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針2013）》（P31）

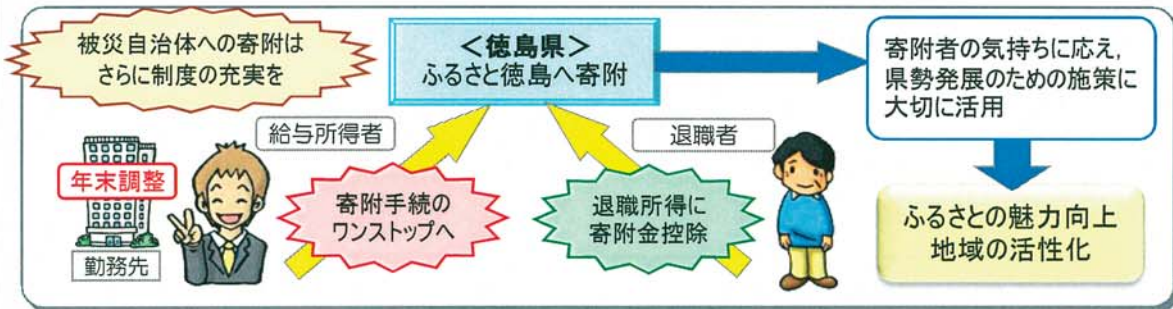
- ◇ 地方行財政制度の再構築に向けて（地方財政の健全化，自立促進）
 - ・ 「ふるさと寄附金制度」の一層の活用に向けた制度整備を進める。

県担当課名 総合政策課
関係法令等 所得税法，地方税法

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 個人の地方公共団体への寄附を促進するためには、「手続の簡素化」や「負担の軽減」など、寄附者の一層の利便性向上に向けた措置を講じる必要がある。
- 退職手当の受給は、ふるさとを思う気持ちを形にする大きな契機となることから、退職所得に係る個人住民税に「ふるさと納税制度」を導入すべきである。
- 大規模災害発生時における被災地方公共団体への寄附を促進し、復旧・復興への一助としての役割を果たすため、寄附金控除制度の充実を図る必要がある。



平成27年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 個人の寄附金控除制度の拡充及び手続の簡素化

- ・ 納税者の「ふるさとを応援したい」という気持ちを後押しし、地方公共団体への寄附を促進するため、現行2千円の適用下限額を撤廃すること。
- ・ 寄附者の利便性の向上を図るため、寄附金控除に係る確定申告の手続を省略し、給与所得者の年末調整の対象に追加すること。

提言② 退職所得への寄附金控除制度の導入

- ・ 退職した方が「ふるさと納税制度」を積極的に活用し、ふるさとへの思いを形にすることができるよう、退職所得に係る個人住民税に、寄附金控除制度を導入すること。

提言③ 大規模災害発生時における被災自治体への寄附に係る税額控除制度の拡充

- ・ 被災地方自治体への寄附について、寄附者の善意をより反映できる制度とするため、税額控除の算定における個人住民税所得割の「1割」の限度額を「2割」に引き上げること。

将来像

国民誰もが容易に寄附ができる風土の醸成で
「ふるさとの魅力向上」と「地域の活性化」



74 ビッグデータ時代を見据えた統計データの利活用について

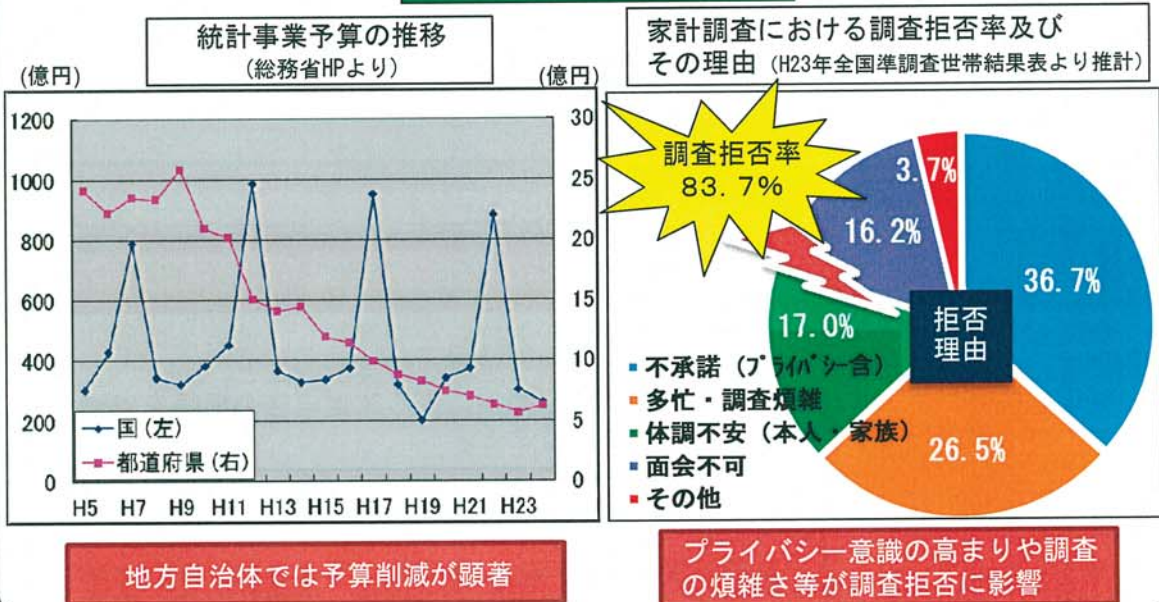
主管省庁（総務省統計局）

【現状と課題】

直面する課題

- **統計調査環境の悪化**（個人情報保護意識の高まり、事業所の情報管理意識や事務部門の簡素化等）により、調査対象者の協力を得ることが難しくなっている。
- より精緻な統計調査を行うには多くの費用がかかり、また取りまとめる作業に関しても迅速な対応が難しくなっている。
- 統計調査員の確保が困難になっている。
- 各統計調査で調査項目の基準が異なり、自治体間の比較や**複数の統計データを組み合わせて、利活用する際には困難な状況**となっている。

統計調査環境の悪化



【政権与党の政策方針】

《平成26年度国予算の内容》

- ◇ ICTによるイノベーションの創出
 - ・ ビッグデータ・オープンデータの活用の促進 8億円

《日本再興戦略》（P42）

- ◇ 世界最高水準のIT社会の実現
 - ・ 世界最高水準のオープンデータやビッグデータ利活用の推進
 - ・ 公共データの民間開放と革新的電子行政サービスの構築

《自由民主党 J-ファイル2013》（P15, No.54）

- ◇ 社会全体のICT化の推進
 - ・ これからの農業や観光を含む産業分野でのビッグデータの解析
 - ・ 政府・公共サービス分野でのオープンデータを実現

県担当課名 統計戦略課
関係法令等 統計法

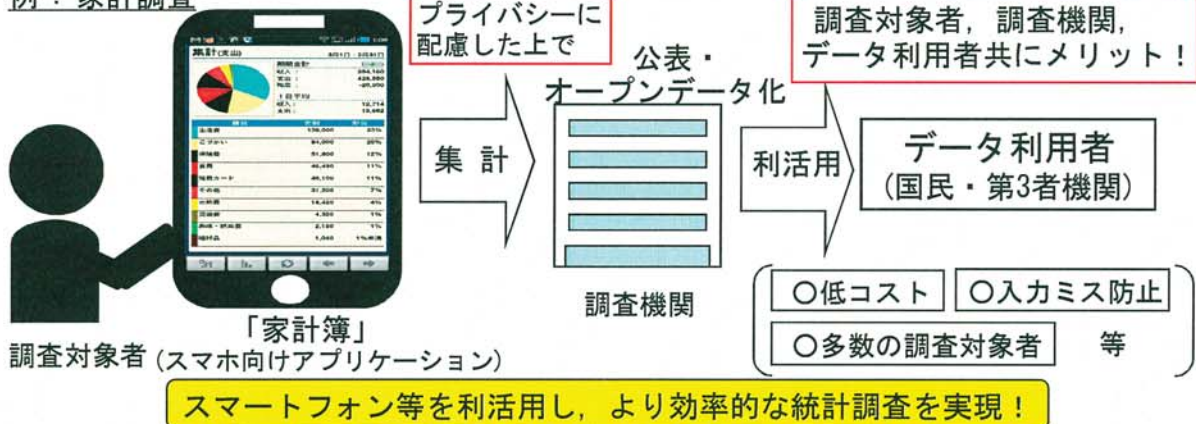
【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 近年スマートフォン向けアプリケーションから**ビッグデータ**と呼ばれる大容量のデータが得られる。**統計調査に関連したアプリケーションを作成**することで、既存の統計調査の問題点を補完することができる。
- 収集したビッグデータには個人情報が含まれることから、これを保護するため**利活用ルールを整備**する必要がある。
- 統計データを統計分析や**オープンデータ**として利活用する際、統計データを組み合わせると、アイデア次第で様々な可能性を持つことから**統計調査に関して用語や定義等を統一的に策定**すべきである。

既存の統計調査に低コストで容易に参加できる統計調査環境

例：家計調査



平成27年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 統計調査におけるスマートフォン等の利活用推進

- ・ 統計調査環境の充実を図るため、統計調査に使用できるスマートフォン向けアプリケーションの開発及び実証実験を行い、各種統計調査の補完的役割を担うツールとして導入すること。
- ・ スマートフォン向けアプリケーションにより、多くの国民から得られたデータ（ビッグデータ）について、個人情報に配慮するなどオープンデータ化できる環境を整備すること。

提言② 統計調査における連携強化のための共通基準の策定

- ・ 今後のオープンデータ時代を見据え、統計データを組み合わせて利活用する視点を取り入れ、例えば雇用や労働関連の用語や定義等が統計調査毎に異なる場合があるため、これらを統一的に策定すること。

将来像

統計データの更なる充実及び利活用を図り、
より効率的な統計調査を確立！

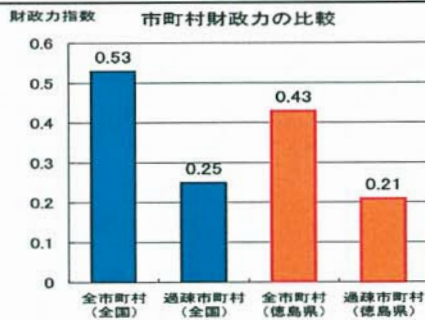
75 持続可能で活力ある地域の創造について

主管省庁（総務省自治行政局・自治財政局）

【現状と課題】

直面する課題

- 人口の減少や市町村合併により施設の統廃合が進み、**廃校舎をはじめとする遊休公共施設が増加している。**
- 南海トラフ巨大地震の際に倒壊の恐れがある耐震性の低い遊休公共施設は、事前防災・減災の観点から早急に解体撤去を行う必要があるが、**高額な解体費用を一般財源で賄うのは困難となっている。**
- 過疎地域の市町村や過疎市町村を抱える都道府県は、**財政状況が厳しく、地域の課題に十分対応できなくなっている。**
- 全国的な人口減少と高齢者の急増の中、**都市部と地方の地域間格差が拡大するとともに、過疎地域では限界集落が増加し、集落の存続が危ぶまれている。**



過疎地域の課題に直面

【公共施設状況調査】

1970年代に公共施設がもっとも増加

廃校舎をはじめ老朽化した公共施設が急増

有害物質の
流失の恐れ
高額な解体撤去
費用が必要になり
長期間放置

地方債の活用が
認められたが、
交付税措置が
盛り込まれていない

地域経済の活性化・集落再生の推進

現状 地域経済の疲弊

※地域の元気創造本部関連施策(総務省)より

都市部との地方の格差や限界集落の急増

限界集落の割合

地域	限界集落の割合
全国	15.5%
四国圏	24.3%
徳島県	35.5%

地域資源を活用した
様々な取組を支援し、
地域活性化や
集落再生の
成功事例を創出

一過性の経済対策に
止まらず事業が定着
するようハード・ソフト
両面からの支援が
必要である

【政権与党の政策方針】

《平成26年度国予算の内容》

- ◇ 地域経済循環創造事業交付金 15億円

《平成26年度地方債計画の内容》

- ◇ 過疎対策事業債 3,600億円
- ◇ 辺地対策事業債 410億円

《自由民主党 J-ファイル2013》(P27, No.96)

- ◇ 過疎地域対策の充実
 - ・ 過疎法を平成32年度末まで5年延長し、今後とも過疎対策に全力を尽くす。

県担当課名 地域創造課，市町村課，総合政策課，南部総合県民局，西部総合県民局
 関係法令等 過疎地域自立促進特別措置法，地方財政法，地方交付税法
 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 多くの遊休公共施設を抱える地方公共団体は、**事前防災・減災として早期に危険な公共施設を解体撤去し安全安心を確保するため、財政支援が必要である。**
- 産・学・金・官の連携により**地域の経済循環を創造する必要がある。**
- 集落再生を実現するため、**ハード、ソフト両面からの支援が必要である。**

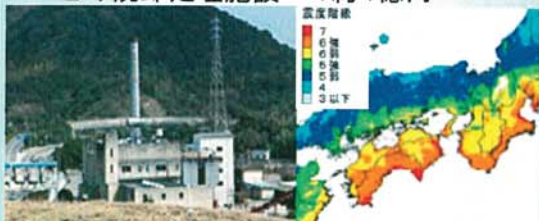
過疎地域の支援

公共施設の計画的な解体撤去への地方債を認める特例措置を創設されたが、交付税措置は無い

交付税措置の創設

【現状】

公共施設の撤去には高額な費用が必要
 廃校舎：約1億円
 ごみ焼却処理施設：約4億円



有害物質の流出の恐れがある老朽化した公共施設
 南海トラフの巨大地震（震度予測）

事前防災・減災の観点から解体撤去が急務

解体撤去費用の支援強化

地域経済活性化と集落再生の推進

・地域の資源と地域の資金の結合
 ・交付金及び金融機関により事業の継続を担保

・少子高齢化による集落対策が急務
 ・人口が減少し、辺地要件を満たさない集落が増加

新たなビジネスモデルの創出

辺地制度の見直し

【現状】

地域経済循環創造事業（7年程度）
 産・学・金・官が連携したプロジェクトの推進



「阿波尾鶏」を活用した畜産と農業の地域資源循環の創造

地域経済活性化を図るため予算確保が必要

地域経済循環

【現行】

辺地対策事業債
 公共施設の総合的整備（ソフト事業は対象外）



林道の整備

辺地債による集落対策強化が必要

集落再生の推進

平成27年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 過疎地域に対する支援の拡充

- ・ 財政の厳しい過疎市町村が行う、事前防災・減災の観点から老朽化した公共施設の解体撤去に係る起債については、**元利償還に対して交付税措置を講じること。**

提言② 地域経済の活性化・集落再生の推進

- ・ 地域の資源と地域の資金（地域金融機関の融資）とを結びつけて、地域における経済の好循環を創造する「**地域経済循環創造事業**」予算を十分確保すること。
- ・ 辺地債を集落再生に活用できるように、要件（**辺地度点数加算、人口要件**）を緩和するとともに、**辺地債の対象にソフト事業を追加すること。**

将来像

過疎地域の課題を解決し、持続可能で活力ある地域の創造を実現！

76 マイナンバーの利用拡大について

主管省庁（内閣官房社会保障改革担当室，総務省大臣官房・自治行政局）

【現状と課題】

直面する課題

- 平成25年5月の番号関連4法案の成立により，平成28年1月よりマイナンバーの利用が開始される。
- マイナンバーの利用にあたっては，利便性の向上とセキュリティを確保するため，「マイ・ポータル」を手軽に利用できる環境が必要となるが，「マイ・ポータル」へのログインには，パソコンとカードリーダーが必要となり，利用拡大の妨げとなる。
- また，マイナンバーの利用範囲についても，社会保障・税・災害対策分野に限定されており，自動車登録情報や不動産登記情報などが情報連携の対象外となっているため，利便性の向上が限定的である。

スケジュール



課題



【政権与党の政策方針】

《平成26年度国予算の内容》

- ◇ 国民本位の電子行政の実現と番号制度の導入
 - ・ 個人番号制度の導入（総務省） 347億円
 - ・ 個人番号制度の導入（厚生労働省） 405億円

《日本再興戦略》（P44）

- ◇ 世界最高水準のIT社会の実現
 - ・ 公共データの民間開放と革新的電子行政サービスの構築

《自由民主党 J-ファイル2013》（P17, No.65）

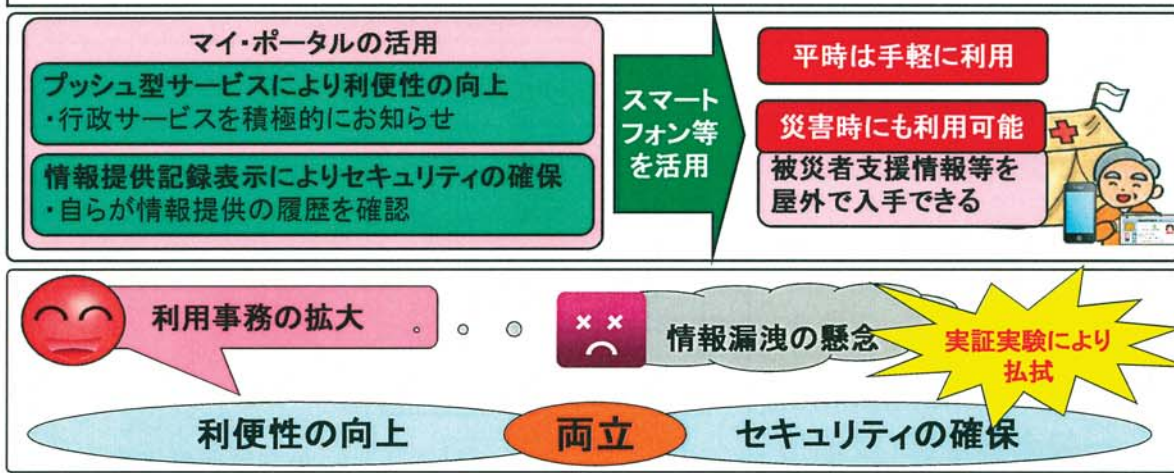
- ◇ 安心社会実現に向けた税制抜本改革
 - ・ 国民にとって利便性の高い共通番号制度の構築

県担当課名 地域創造課
関係法令等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- マイナンバーの利用を拡大するために、「**プッシュ型サービス**」や、「**情報提供記録表示**」等の機能を持つ「**マイ・ポータル**」を、パソコンを持っていない方でも、**平時から手軽に利用**でき、また、**災害時においても**、被災者支援情報等を屋外で入手できるように、ICチップの読み取り機能を活用して、**スマートフォンやタブレット等でも利用**できるようにすべきである。
- 税分野に関しても、自動車登録情報や不動産登記情報を、連携の対象とすることで、事務処理時間や行政コストの削減などの効果が期待できるため、**利用事務の拡大を積極的に検討**する必要がある。
- **利用事務の拡大**を進めるには、「個人情報の漏洩」や「番号の不正利用」など国民の懸念を払拭するため、**実証実験による検証**の必要がある。



平成27年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① マイナンバーの利用拡大に向けたスマートフォン等の活用

- ・ マイナンバーの利用を拡大するため、平時から手軽に「マイ・ポータル」にログインができ、災害時においても被災者支援情報をその場で入手できるようにスマートフォン等でも「マイ・ポータル」が利用できるようにすること。

提言② 利用事務の拡大に向けた実証実験の実施

- ・ **利用事務の拡大**に向けて、都道府県で先行導入する「**先進モデル地域**」を設け、自動車登録情報や不動産登記情報の連携について実証実験を実施し、効果やリスクを分析した上で推進すること。
- ※ 都道府県であれば、運輸支局や法務局などを対象とした実証実験を行うにも適切な規模

将来像

「民間利用への拡大」や「医療・介護のサービスの質の向上」が図られ、マイナンバーによる、国民にとって利便性の高い社会を実現！！

77 真の分権型社会の実現に向けた地方財源の充実について

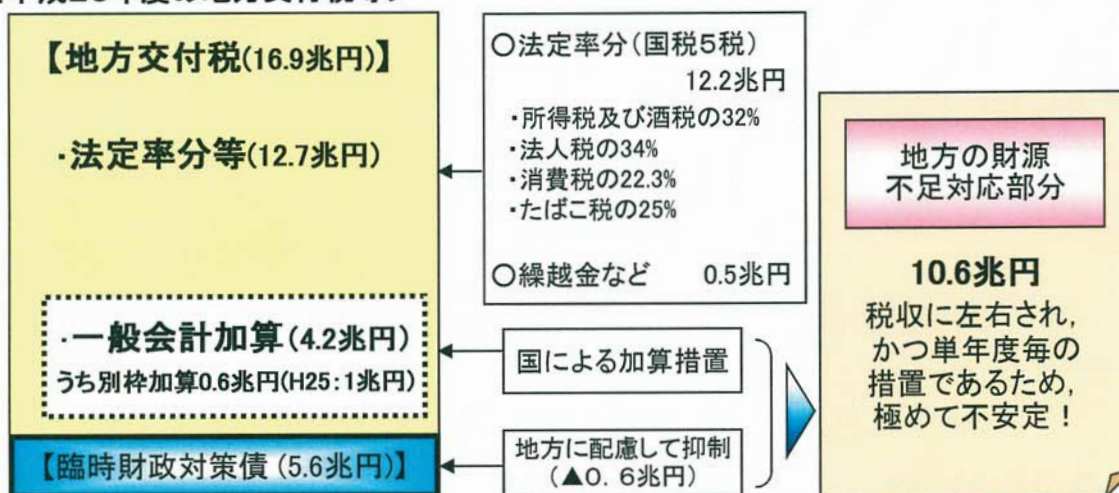
主管省庁（総務省自治財政局・自治税務局）

【現状と課題】

直面する課題

- 地方交付税は、法定率分のみでは、充足されず、単年度毎の措置により、加算されているため、今後の地方一般財源総額確保が懸念される。
- 平成26年度の地方財政対策では、一般財源の総額は確保されたが、地方交付税の別枠加算については、0.4兆円の減額となった。
- 本県においては、経済・雇用対策、来るべき南海トラフ巨大地震に備えた防災・減災対策、社会保障関係費の自然増などに、多額の経費が生じている。
- 平成26年度の税制改正では、法人住民税の一部が国税化され交付税原資となるなど、税の偏在性は是正の措置が講じられたが、充分ではない。

<平成26年度の地方交付税等>



【政権与党の政策方針】

《平成26年度国予算の内容》

- ◇ 地方の一般財源総額 60.4兆円（前年度比+0.6兆円，+1.0%）
 - ・ 地方交付税 16.9兆円（前年度比▲0.2兆円，▲1.0%）
 - ・ 実質的な地方交付税 22.5兆円（前年度比▲0.8兆円，▲3.4%）
 - ・ 地方税 35.0兆円（前年度比+1.0兆円，+2.9%）

《自由民主党 J-ファイル2013》（P24, No.78）（P77, No.347）

- ◇ 地方税財政の充実
 - ・ 地方財政の厳しい状況に鑑み、地方一般財源の充実・強化を図る。
 - ・ 税制の抜本改革の取組みの一環として、偏在性の小さい地方税体系の構築を目指し、地方消費税の充実、地方交付税の法定率の見直し、地方法人課税のあり方を見直しなどを検討する。
- ◇ 地方分権の推進策
 - ・ 地方公共団体の安定的な財政運営に不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源を確保する。

県担当課名 財政課，税務課，市町村課
関係法令等 地方交付税法，地方税法

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 地方の財政運営が厳しい状況の中にあっても、**経済・雇用対策**や**防災・減災対策**などの行政サービスを十分に担えるよう、地方の財政需要に即した安定的な財源を**地方財政計画**において**確実に確保する必要がある**。
- 地方税制は、地方の自主財源の根幹をなすことから、**地方の意見を十分踏まえ抜本改革に取り組む必要がある**。

平成27年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

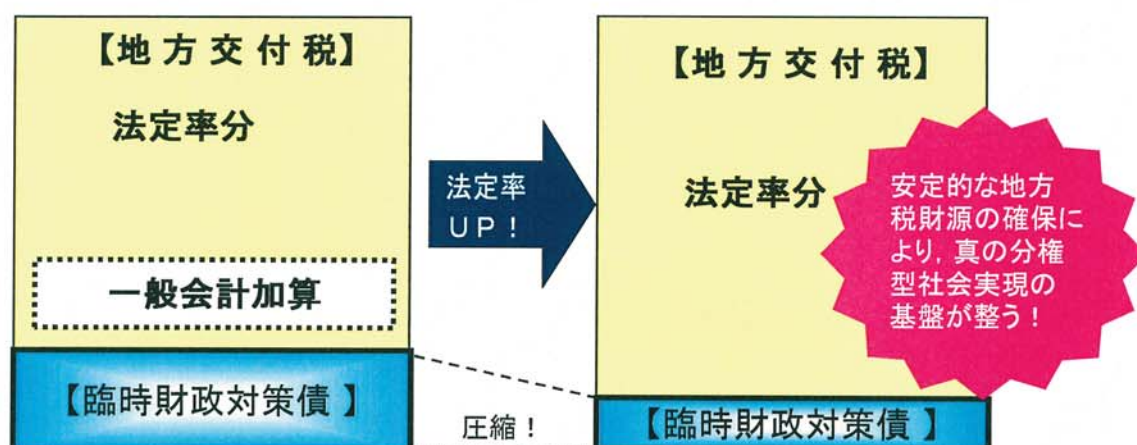
提言① 真の地方分権確立のための地方交付税制度の改正

- ・ 地方交付税については、財源保障機能の強化、自治体の財政運営の予見性向上のため、**法定率の引き上げにより安定的な総額確保策**を講じること。
- ・ 地方においては、未だ景気回復の実感が乏しく、地方税収もリーマンショック前の水準には回復していないことから、**地方交付税の別枠加算は堅持**すること。

提言② 偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築

- ・ 地方税については、地方の参画の下、地方の意見を十分踏まえ、地域間の偏在性が小さく、**税収が安定的な地方税体系の構築**に引き続き取り組むこと。

将来像



特例措置に依存しない持続可能な制度の確立

78 NPOの経済力向上のための支援について

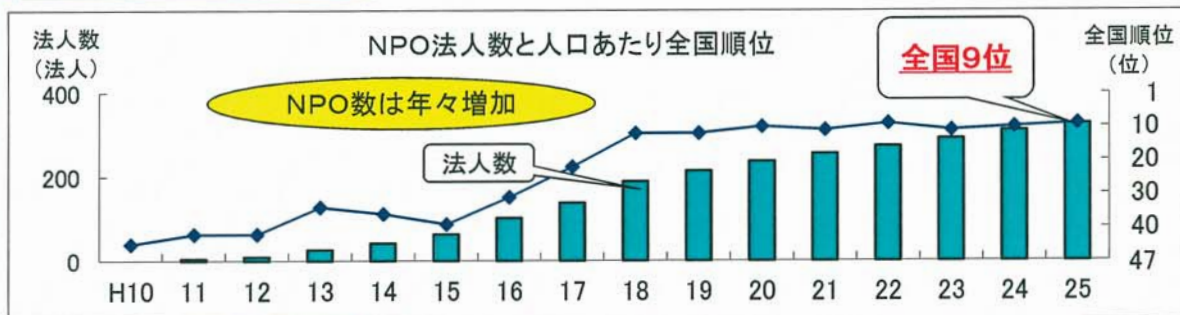
主管省庁（内閣府，財務省主税局，総務省自治税務局）

【現状と課題】

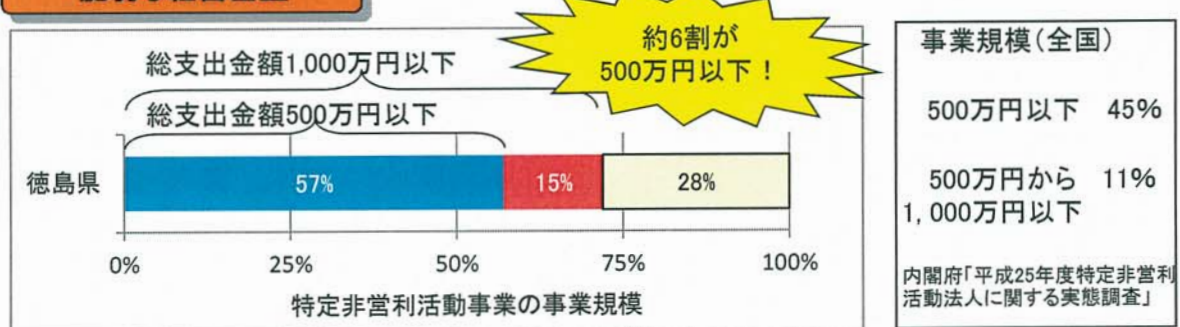
直面する課題

- 社会貢献活動が活発である一方，財政基盤が**脆弱な小規模団体が多い**。
- **経済的に自立できていないNPO等が多く**，地域の課題解決に対して十分に力が発揮できていない。

活発な社会貢献活動



脆弱な経営基盤



【政権与党の政策方針】

《平成26年度国予算の内容》

- ◇ 経済財政政策の推進
 - ・ 共助社会づくりマネジメント人材の育成に係るモデル事業 33百万円

《自由民主党 J-ファイル2013》(P11, No.35) (P63, No.291)

- ◇ ソーシャルビジネス及びコミュニティービジネスの進化による新たな雇用創出
 - ・ 地域に根付いているNPOや企業が協力し合い，ソーシャルビジネスやコミュニティービジネスを進化させ，地域住民へのサービス向上や雇用の創出を目指す。
- ◇ 休眠預金の活用
 - ・ 休眠預金を有効に活用することを検討する。

《平成26年度与党税制改正大綱》(P116)

- ◇ 検討事項
 - ・ 寄附金税制については，これまでの制度拡充の効果等を踏まえ，所得税において税額控除を適用する場合の考え方など，総合的に検討し，早期に具体的な結論を得る。

県担当課名 県民環境政策課県民協働室
 関係法令等 特定非営利活動促進法，所得税法，地方税法

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 複雑、多岐にわたる地域社会の課題を解決するには、行政のみならずNPOなどの多様な主体との協働による解決が不可欠であり、これを国として強力に支援することが極めて重要である。
- NPO等への寄附促進活動が社会的に認知され、安定した活動資金の確保が図られるような方策が必要である。



◆徳島県の取組み◆

人・もの・資金など県民や企業からの人的・物的支援を、必要とするNPO等へつなぐ「ゆめバンクとくしま」を平成23年9月に開設、運用

平成27年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① NPO等社会貢献活動団体に配慮した「休眠預金」活用制度の構築

- ・ 金融機関の口座で10年以上にわたって出し入れのない「休眠預金」を活用する制度の構築にあたっては、NPO等社会貢献団体へ優先的に配分するなど、NPO等のニーズに応じた総合的できめ細やかな支援策とすること。

提言② 社会貢献活動団体の経済的自立を図るための全国的な寄附の促進

- ・ 民間の寄附意識の醸成、NPO等のファンドレイジング機能強化等、総合的な支援策に国の主導のもと取り組み、NPO等への寄附促進活動の活発化、効率化を図ること。
- ・ 個人からの寄附を促進するため、現行税制を改正し、比較的少額の寄附者が寄附金控除のメリットを最大限に活かすことができるよう、より実効性の高い制度とすること。

将来像

NPOの経済的自立が促進され、
「共助社会」の確立と「地域の活性化」へ